

(証券コード6095)
2021年12月1日

株 主 各 位

東京都中央区築地一丁目13番1号
メドピア株式会社
代表取締役社長 石 見 陽

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2021年12月15日（水曜日）午後5時まで

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月16日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目1番16号
汐留F Sビル3階 スペースF S汐留
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役3名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

次頁<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>をご参照ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://medpeer.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、また監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
<インターネット中継>
 - ◎株主総会の模様は、株主総会当日午前10時より、インターネットでライブ中継いたします。5頁の「第17回定時株主総会ライブ配信のご案内」に記載のウェブサイトアクセスしてご視聴ください。※ご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使やご質問、動議等を行うことができませんので、ご了承ください。
 - ◎第17回定時株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットより事前質問を受け付けます。5頁の「第17回定時株主総会ライブ配信のご案内」に記載の手順に沿ってご質問をお送りください。なお、株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただくものではない旨ご了承ください。ライブ配信と併せてご利用をご検討ください。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年12月15日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5. 議決権行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

<第17回定時株主総会ライブ配信のご案内>

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加いただき、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずにご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

インターネット参加方法において株主総会にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

1. 配信日時

2021年12月16日（木）午前10時から株主総会終了時刻まで

2. 視聴方法

接続先URL

<https://web.sharely.app/login/medpeer-17>



上記のURLからライブ配信ページにアクセスいただき、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」（2021年9月末時点）を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

3. インターネットによる事前質問のご案内

第17回定時株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットより事前質問を受け付けます。株主の皆様のご関心が高い事項について、本株主総会でご説明させていただく予定です。株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただくものではない旨ご了承ください。ライブ配信と併せてご利用をご検討ください。

<事前質問方法>

「2. 視聴方法」に従ってアクセス・ログインをしていただき、「質問」タブの送信フォームより、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

事前質問受付期間

2021年12月1日（水）から2021年12月15日（水）午後5時まで

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、川名正敏氏、志村正之氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	いわ み よう 石 見 陽 (1974年3月9日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1999年4月	東京女子医科大学病院循環器内科学入局	5,191,820株
		2004年12月	株式会社メディカル・オブリージュ (現当社) 設立、当社取締役	
		2005年6月	当社代表取締役社長(現任)	
		2014年10月	株式会社総合臨床ホールディングス (現株式会社EP総合) 取締役	
		2019年12月	EPSホールディングス株式会社社外取締役	
		2020年5月	メドピアキャリアエージェント株式会社取締役(現任)	
		2021年8月	株式会社Mediplat代表取締役(現任)	
		2021年9月	Nichi-Med株式会社取締役(現任)	
(取締役候補者とした理由) 石見陽氏は、当社の創業者として、自ら経営理念を体現して当社の企業価値向上に尽力してまいりました。また、現役の医師として現在も医療の最前線に立ち、医療業界に対する深い知見を有しております。今後も同氏の豊富な経験や幅広い知見、強力なリーダーシップにより、当社の更なる成長への貢献を期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社の株式数
2	てん ぼう よし ひこ 天 坊 吉 彦 (1975年12月7日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1999年 4 月 2013年 6 月 2014年 2 月 2017年 7 月 2018年 5 月 2020年 1 月 2020年 11月 2020年 12月 2021年 8 月 2021年 8 月	プライスウォーターハウスコンサル タント株式会社（現日本アイ・ビー・エ ム株式会社）入社 株式会社ローランド・ベルガー入社 当社入社 株式会社medパス取締役（現任） 当社執行役員 株式会社コルゴ取締役（現任） メドクロス株式会社取締役（現任） 当社取締役（現任） 株式会社フィッツプラス取締役（現 任） メドピアキャリアエージェント株式会 社取締役（現任）	27,860株
(取締役候補者とした理由) 天坊吉彦氏は、2014年の当社入社以来、製薬企業向けマーケティング部門、「MedPeer」サイトの 運営部門、事業開発部門の責任者として、様々な事業・サービスの創出、成長を牽引してまいり ました。今後も同氏の豊富な経験と幅広い知見により、当社の更なる成長への貢献を期待できるも のと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
3	ひらばやしとしお 平林利夫 (1981年2月22日生) 再任	2003年4月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所	58,860株
		2006年9月	株式会社エニグモ入社	
		2011年1月	グローウィン・パートナーズ株式会社入社	
		2013年5月	当社入社	
		2018年5月	当社執行役員	
		2020年5月	メドピアキャリアエージェント株式会社監査役(現任)	
		2020年9月	Nichi-Med株式会社監査役(現任)	
		2020年12月	当社取締役(現任)	
		2021年8月	メドクロス株式会社取締役(現任)	
(取締役候補者とした理由)				
平林利夫氏は、2013年の当社入社以来、管理部門の責任者として、財務・法務・人事等、コーポレート全般の体制構築に貢献するとともに、M&A等の各種アライアンスをリードしてまいりました。今後も同氏の豊富な経験と幅広い知見により、当社の更なる成長への貢献を期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
4	かわなまさとし 川名正敏 (1953年11月27日生) 再任	1978年5月	東京女子医科大学循環器内科学入局	一株
		1991年9月	Massachusetts General Hospital, Harvard Medical School 研究員	
		1991年12月	Vanderbilt University School of Medicine 研究員	
		2004年3月	東京女子医科大学循環器内科教授	
		2005年4月	同大学附属青山病院病院長	
		2014年4月	東京女子医科大学病院副院長	
		2014年11月	同院総合診療科教授	
		2018年6月	伊藤忠商事株式会社社外取締役(現任)	
		2019年2月	早稲田大学大学院先進理工学研究科客員教授(現任)	
		2019年4月	東京女子医科大学名誉教授(現任)	
			同大学特任教授(現任)	
		2019年12月	当社社外取締役(現任)	
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)				
川名正敏氏を社外取締役候補者とした理由は、病院経営の経験と医療業界に対する幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所 有 す る 当社の株式数
5	し むら まさ ゆき 志 村 正 之 (1958年9月7日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1982年4月 2010年4月 2015年4月 2017年5月 2018年6月 2019年7月 2019年8月 2020年3月 2020年12月 2021年4月	株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 同行執行役員アジア・大洋州本部長 同行専務執行役員 三井住友カード株式会社専務執行役員 同社代表取締役専務執行役員 株式会社Shimura&Partners代表取締役(現任) BASE株式会社社外取締役（現任） 株式会社bitFlyer Holdings社外取締役（現任） 当社社外取締役（現任） 株式会社HashPort社外取締役（現任）	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 志村正之氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 川名正敏氏及び志村正之氏は社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役の在任年数については以下のとおりであります。
 川名正敏氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
 志村正之氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。
3. 当社は、川名正敏氏及び志村正之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としており、川名正敏氏、志村正之氏の再任が承認された場合は両名との当該契約を継続する予定であります。
 なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、末吉俊一氏、葉山孝氏、佐藤弘康氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	すえ よし しゅん いち 末吉俊一 (1958年5月5日生) 再任	1981年4月 2006年7月 2013年4月 2017年12月 2018年4月 2018年4月	三菱商事株式会社入社 米国三菱商事会社入社 株式会社メタルワン入社 当社社外監査役（現任） 株式会社Mediplat監査役（現任） 株式会社フィッツプラス監査役（現任）	一株
(社外監査役候補者とした理由) 末吉俊一氏を社外監査役候補者とした理由は、事業会社における豊富な業務監査の経験と内部統制に関する幅広い知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。				
2	は やま たかし 葉山孝 (1947年11月12日生) 再任	1970年4月 2002年4月 2005年3月 2007年9月 2012年12月 2016年6月 2017年2月	日本生命保険相互会社入社 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 公認会計士葉山孝事務所代表（現任） 株式会社CELL（現株式会社ドワンゴ）取締役 当社社外監査役（現任） 株式会社ミツバ社外取締役（現任） 日本法務補償株式会社（現エール少額短期保険株式会社）取締役（非常勤）	83,000株
(社外監査役候補者とした理由) 葉山孝氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識を有しており、客観的かつ公正な立場での取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
3	さとうひろやす 佐藤弘康 (1974年6月17日生) <div style="text-align: center;">再任</div>	2001年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 成和共同法律事務所（現成和明哲法律事務所）	一株
		2009年4月	成和明哲法律事務所パートナー	
		2012年12月	当社社外監査役（現任）	
		2018年9月	法律事務所Comm&Path（現任）	
(社外監査役候補者とした理由) 佐藤弘康氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務をはじめとした法務全般に対する豊富な経験と高い知識を有しており、客観的かつ公正な立場での取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。				

- (注) 1. 末吉俊一氏、葉山孝氏及び佐藤弘康氏は社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役の在任年数については以下のとおりであります。
末吉俊一氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
葉山孝氏、佐藤弘康氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年になります。
3. 当社は、末吉俊一氏、葉山孝氏及び佐藤弘康氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としており、末吉俊一氏、葉山孝氏、佐藤弘康氏の再任が承認された場合は両名との当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

<ご参考>

役員構成及びスキルマトリクス（本総会において各候補者が選任された場合）

	取締役					監査役		
	石見	天坊	平林	川名	志村	末吉	葉山	佐藤
企業経営	○	○	○	○	○			
業界の知見	○	○		○				
事業開発・ マーケティング		○						
IT・ システム		○			○			
ファイナンス・ M&A			○		○	○	○	
法務・リスク マネジメント	○		○			○		○
ESG	○		○	○		○		

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループが属する医療・健康産業においては、団塊の世代が全員75歳以上に達し医療・介護費の急増が懸念される、いわゆる2025年問題、さらに、団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達することで高齢者数がピークを迎え、医療・介護費の負担の増加が拡大する2040年問題を抱えております。かかる展望を踏まえ、日本政府は健康寿命の延伸や社会保障制度の持続可能性の確保という問題に対して国を挙げて取り組むべく、健康・医療・介護分野においてICTを積極的に活用した仕組みを構築し、データヘルス改革を推進していく方針を示しております。また、超高齢社会を迎えるにあたり、国民一人一人が切れ目のない医療及び介護サービスを受けることができる環境整備が喫緊の課題であるとして、地域医療構想のPDCAサイクルを強化し、地域における医療・介護の総合的な確保を推進していくこととしております。

また、製薬企業は医療従事者に向けた営業活動の生産性向上を企図し、情報提供・収集活動の一環としてウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワークなど、デジタルツールを活用した取り組みをより一層強化しております。これにより、製薬企業にとってのeマーケティングは、かつての医薬情報担当者(MR)の「補完」としての位置づけから「主軸」としての活用を期待されるポジションへと変化しております。さらに、現在の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、これらのオンライン化の流れはさらに加速しており、MRと医師がオンラインで直接対話するなどの新しいコミュニケーションスタイルが確立しつつあります。

このような環境の中、当社グループは、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.(医師を支援すること。そして患者を救うこと。)」を実現すべく、医師専用コミュニティサイト「MedPeer」を基盤として医師や医療現場を支援するサービスを展開するドクタープラットフォーム事業と、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を展開するヘルスケアソリューション事業に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,435,418千円（前期比40.0%増）、営業利益1,783,907千円（同61.5%増）、経常利益1,812,008千円（同60.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,293,475千円（同78.2%増）となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

① ドクタープラットフォーム事業

ドクタープラットフォーム事業では、医師や医療現場を支援するため、「MedPeer」の14万人の医師会員を基盤とした集合知プラットフォームと、医療機関と患者様をつなげるプライマリケアプラットフォームを展開しております。

当連結会計年度において、集合知プラットフォームでは、国内医師の約4割が利用する「MedPeer」上のコンテンツを充実させることにより、医師会員の活性度を向上する施策を展開してまいりました。また、2021年8月には、株式会社みんコレより、医学生学習支援プラットフォーム「みんコレ！」事業を譲り受けるなど、更なる医師会員基盤の拡大に取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症を契機とした製薬企業のマーケティング活動の変化に対応し、「薬剤評価掲示板」や「Web講演会」などの既存サービスの拡販を推進してまいりました。加えて、医師とMRのダイレクトコミュニケーションツール「MedPeer Talk」や、株式会社PKSHA Technologyと共同で設立したメドクロス株式会社を起点としたアルゴリズムソリューションの拡販など、製薬業界における更なるデジタルトランスフォーメーションを牽引する施策を展開してまいりました。

プライマリケアプラットフォームにおいては、薬局向けアプリサービス「kakari」と、クリニック向けアプリサービス「kakari for Clinic」との間で、「処方せん画像共有機能」や「アプリ連携」などの医薬連携機能の提供を開始し、診療から服薬指導・服薬後フォローまでを一気通貫でサポートするプラットフォームとしての体制構築を推進してまいりました。特に、「kakari」においては、主要KPIであるアプリダウンロード数や処方せん送信数が大幅に増加し、患者さんに「選ばれる」サービスとして「かかりつけ薬局化」を支援してまいりました。

これらの結果、売上高は5,777,739千円、セグメント利益は1,968,422千円となりました。

② ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業では、健康増進・予防などのコンシューマー向けヘルスケア支援を展開しております。

当連結会計年度において、子会社の株式会社Mediplatでは、運営するクラウド型健康管理サービス「first call」において、従業員の健康診断の

結果をオンラインで管理することができる「健診管理サービス」の提供を開始するなど、従業員の日常的な健康管理からメンタルヘルス対策までをワンストップでサポートするサービスを拡充してまいりました。また、ライフログプラットフォーム事業において、新たに味の素株式会社と共同で生活改善をサポートするスマートフォンアプリ「aminoステップ™」を開始するなど、更なる事業拡大を推進してまいりました。また、子会社の株式会社フィッツプラスが展開する特定保健指導事業においては、オンラインでの指導体制の充実などが評価され、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大傾向にある中にもかかわらず、過去最高の実施件数を記録いたしました。

これらの結果、売上高は1,665,099千円、セグメント利益は289,412千円となりました。

セグメント別売上高

事業別	売上高	構成比
ドクタープラットフォーム事業	5,777,739千円	77.6%
ヘルスケアソリューション事業	1,665,099	22.4

- (注) 1. セグメント間取引を含んだ金額となっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は246,329千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主な設備

本社におけるPC等の備品の取得	61,244千円
本社移転に伴う内装工事等	46,248千円
ドクタープラットフォーム事業におけるシステムの開発・整備	57,409千円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新株予約権の行使により48,057千円の資金を調達いたしました。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2021年8月31日付で株式会社みんコレが運営する医学生学習支援プラットフォーム「みんコレ！」事業を譲り受けております。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社PKSHA Technologyと合弁会社メドクロス株式会社を2020年11月30日付で設立しました。なお、当社の持株比率は51%であります。

(6) 対処すべき課題

当社グループのサービス提供先となる医療・健康産業において、e-Marketingの分野は他業界に比してその浸透は遅れており、インターネット技術の進化とともに、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境に身をおく当社グループが安定成長を持続するためには、運営サイト「MedPeer」会員の満足度を高め、医師の臨床上の課題を解決するために必須のインターネットサービスとしての地位を確固たるものとし、顧客からの信頼を向上させ、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を強化する必要があると認識しております。

これらを具現化するため、当社グループは以下の7点を主な経営の課題と認識しております。

- ① 運営サイト「MedPeer」の継続的成長
- ② 知名度の向上
- ③ サービスの安全性強化
- ④ 収益基盤の強化
- ⑤ 競合他社への対応
- ⑥ 優秀な人材の採用
- ⑦ 経営管理体制の強化

① 運営サイト「MedPeer」の継続的成長

当社グループの事業は、運営サイトである「MedPeer」会員の満足度によって支えられていると考えております。会員の満足度を維持・向上させるためにも、「MedPeer」会員に対し、日常臨床を行っていくうえでの疑問に答えを提示できるようなサービスを提供し続けることが課題と認識しております。また、「MedPeer」が提供するサービスは医療にかかるとのことから社会的信頼を確保するためにも、個人情報保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス（※）等の順守も重要課題であると認識しております。この課題に対処するためにも、サービスの利便性向上とともに、コンプライアンスの徹底を継続的に図ることにより、会員向けサービスを強化し続け、「MedPeer」会員の満足度の維持・向上、さらには会員基盤の拡大を進め、「MedPeer」プラットフォームとしての価値向上を図ってまいります。

※ 製薬協コード・オブ・プラクティスについて

製薬企業が薬機法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するために定めている製薬業界の自主ルール

② 知名度の向上

当社グループの運営するサービスの飛躍的な成長にとって、当社グループが運営する「MedPeer」をはじめとした各サービスの知名度の向上を図ることが必要であります。また、知名度の向上は、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。

当社グループでは、今後も当社グループ及び各運営サービスの知名度向上を目指し、それぞれに適した広報活動を推進してまいります。

③ サービスの安全性強化

インターネット技術の進化に伴い、インターネット上の情報共有の重要性は認識されてきておりますが、一方で、サービスの安全性維持に対する社会的要請も一層高まりを見せてきております。当社グループは、医師の情報や、患者、病気の情報など、取扱う情報が通常のインターネットサービスに比して、より社会的に大きな影響を与え得る重要情報であることを深く自覚しております。

このため、サービスの信頼性・安全性強化を経営上の最重要課題として、今後も個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス等各種関連法規の順守を徹底してまいります。

④ 収益基盤の強化

当社グループは、製薬企業を顧客としたマーケティング支援サービスを主な収益源としております。一方で、当社グループが安定した成長を続けていくためには、医療のみならず、健康・予防を含めた医療・健康産業全般を対象とした事業展開を模索していく必要があります。

この課題を解決するために当社グループでは、グループ各社がそれぞれ事業を成長させることはもとより、最新技術の活用やグループシナジーの創出を通じて新サービスを開発し、その成長を図ることなどにより収益基盤の強化を進めてまいります。

また、当社グループではM&Aを新規事業への進出や事業拡大のための

重要な手段の一つとして位置付けており、既存事業とのシナジーが見込まれる場合には積極的に実施する方針です。

⑤ 競合他社への対応

医療・健康産業においては、同業他社も取り組みを強化しているとともに、新しい技術が生まれることによる新規参入企業が出現すること等により、競争が一層激しくなっていくことが予想されます。一方で、健康に対する認知理解が深まれば、当社グループにとってもメリットは大きいものと思われまます。当社グループでは、ユーザーにとって使い勝手の良いサービス構築を進めるとともに、進化する各種技術を活用することで、更なる成長に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の採用

当社グループは、「MedPeer」をはじめとしたオンライン・プラットフォームによるサービスを事業基盤としており、それらの利便性及び機能の維持向上のためにも、サービス構築を担当する技術者の安定的な採用が当社グループの事業成長にとっての課題であると認識しております。専門性が高い人材は適時に採用することが困難な場合があり、近年採用コストは増加傾向にあります。

これらの課題に対処するため、従業員が高いモチベーションを持って働ける環境や人事制度の整備を行い、必要な人材を適時に採用できるような組織体制の整備を進めてまいります。

⑦ 経営管理体制の強化

当社グループが継続的に医師や顧客に対して安定的なサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるためには、経営管理体制の更なる強化が必要と認識しております。当社グループは、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令順守の徹底に努めてまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第14期 2018年9月期	第15期 2019年9月期	第16期 2020年9月期	第17期 2021年9月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)		2,199,164	3,045,538	5,311,071	7,435,418
経常利益 (千円)		379,395	554,922	1,130,647	1,812,008
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)		206,332	394,850	725,970	1,293,475
1株当たり当期純利益 (円)		11.46	21.04	35.03	60.07
総資産 (千円)		2,570,053	4,009,972	7,127,400	8,538,329
純資産 (千円)		1,768,888	3,414,326	5,582,068	6,980,777
1株当たり純資産額 (円)		89.07	164.05	248.80	310.47

(注) 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社Mediplat	182,500千円	51.0%	産業保健支援サービス「first call」 及びライフログプラットフォーム事業
株式会社フィッツプラス	100,000千円	100.0%	特定保健指導関連サービス
株式会社コルボ	90,000千円	100.0%	医療用コンテンツの企画、制作

(9) 主要な事業内容

事業	事業内容
ドクタープラットフォーム事業	・ 医師・薬剤師の集合知を活用したサービス ・ 薬局・クリニックなどの医療機関支援サービス
ヘルスケアソリューション事業	・ 健康増進・予防などのヘルスケア支援サービス

(10) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区築地一丁目13番1号

(注) 当社は2021年6月30日付で、本社を東京都中央区銀座六丁目18番2号から上記住所に移転いたしました。

② 子会社等

名称	所在地
株式会社Mediplat	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社フィッツプラス	東京都中央区築地一丁目13番1号
株式会社コルポ	東京都中央区日本橋三丁目10番5号

(注) 株式会社Mediplat及び株式会社フィッツプラスは、2021年6月30日付で東京都中央区銀座六丁目18番2号から、上記住所に移転いたしました。

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
ドクタープラットフォーム事業	181名	30名増
ヘルスケアソリューション事業	62名	8名増
全社(共通)	29名	9名増
合計	272名	47名増

(注) 1. 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
2. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門の人員になります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
151名	35名増

(注) 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(12) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	94百万円
株式会社きらぼし銀行	42百万円

2. 会社の株式に関する事項（2021年9月30日現在）

(1) 発行済株式の総数 21,574,190株

(注) 1. 2021年2月1日を払込期日とする譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は1,890株増加しております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は99,200株増加しております。

(2) 株主数 12,054名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
石見 陽	5,191,820株	24.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,391,100	6.5
BOZO株式会社	1,250,000	5.8
GOLDMAN SACHS & CO. REG	1,133,317	5.3
堺 昌彦	900,000	4.2
山中 篤史	601,500	2.8
スギホールディングス株式会社	551,200	2.6
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION-OBERWEIS INTEROP INSTITUTION FID	399,300	1.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	372,322	1.7
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	360,000	1.7

(注) 持株比率は自己株式706株を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社を対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入して

おります。当制度の概要及び当期中に交付した譲渡制限付株式の内容は次のとおりであります。

① 譲渡制限付株式制度の概要

i. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限とする。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

ii. 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）は、譲渡制限付株式の交付の日から3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

iii. 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

iv. 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件とし

て、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

v. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

② 当事業年度中に交付した株式

当社は、取締役（社外取締役を除く）4名、及び執行役員4名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2021年2月1日付で普通株式1,890株（内、1,250株が取締役）を発行いたしました。割当契約の概要は次のとおりであります。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	回次 (行使価額)	行使期間	個数	目的となる株式の 種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役 を除く)	第9回 (909円)	2016年1月1日～ 2024年11月26日	1,010個	普通株式 202,000株	1名
	第10回 (208円)	2019年1月1日～ 2023年2月28日	570個	普通株式 114,000株	1名
	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	40個	普通株式 8,000株	4名
	第16回 (1,100円)	2019年3月11日～ 2029年3月8日	6,354個	普通株式1,270,800株	1名
監査役	第12回 (872円)	2020年1月1日～ 2028年3月29日	10個	普通株式 2,000株	1名

- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石見 陽	代表取締役社長	株式会社Mediplat 代表取締役 メドピアキャリアエージェント株式会社 取締役 Nichi-Med株式会社取締役
天坊吉彦	取締役	株式会社medパス 取締役 株式会社コルボ 取締役 株式会社フィッツプラス 取締役 メドピアキャリアエージェント株式会社 取締役 メドクロス株式会社 取締役
平林利夫	取締役	メドピアキャリアエージェント株式会社 監査役 Nichi-Med株式会社 監査役 メドクロス株式会社 取締役
林 光洋	取締役	
川名正敏	取締役	伊藤忠商事株式会社 社外取締役
志村正之	取締役	株式会社Shimura&Partners代表取締役 BASE株式会社社外取締役 株式会社bitFlyer Holdings社外取締役
末吉俊一	常勤監査役	株式会社Mediplat 監査役 株式会社フィッツプラス 監査役
葉山 孝	監査役	株式会社ミツバ 社外取締役（監査等委員） 公認会計士葉山孝事務所 代表
佐藤弘康	監査役	法律事務所Comm&Path

- (注) 1. 監査役葉山 孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役川名正敏氏、志村正之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役末吉俊一氏、葉山 孝氏及び佐藤弘康氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。
- (1) 就任
2020年12月17日開催の第16回定時株主総会において、天坊吉彦氏、平林利夫氏、志村正之氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
取締役安島孝知氏は、2020年12月17日付開催の第16回定時株主総会をもって任期満了により退任しております。
取締役林 光洋氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。

4. 当社では、取締役会の意思決定機能、監督機能及び特定分野の業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員には次の6名を選任しております。

執行役員	福村 彰展	CTO室長
執行役員	高橋 宏幸	株式会社Mediplat 取締役
執行役員	冬木 裕人	集合知プラットフォーム事業部長 メドピアキャリアエージェント株式会社 代表取締役
執行役員	七久保 卓郎	メディカルサービス部長 メドクロス株式会社 代表取締役
執行役員	森 優子	オペレーション企画部長
執行役員	縄田 愛美	予防医療プラットフォーム事業部長、グループ戦略室長 株式会社Mediplat 取締役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していたものを含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、被保険者の犯罪行為に起因する事由、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由等一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社では、「Supporting Doctors, Helping Patients.」という企業ミッションを念頭に事業規模の拡大を図り、企業価値の拡大を実現させることを念頭に事業活動を展開しており、その職責に相応しい報酬制度とすることを基本方針としております。また、2019年9月期までは固定報酬及びストック・オプションの付与を通じて報酬としていましたが、今後の更なる事業拡大に対するコミットメントを醸成するために、2019年11月13日付の取締役会において、業績連動報酬及び譲渡制限付株式を導入することといたしました。これらの報酬は売上高及び営業利益の拡大が報酬額の増加につながるよう設計されており、当社の事業成長と役員報酬が連動することの結果として、より高いコミットメントが醸成されると想定しております。なお、当該制度の導入により、中長期的には業績連動報酬及び譲渡制限付株式が報酬総額の5割程度となることを想定しています。

取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2010年12月29日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内、監査役の報酬等の額を年額200百万円以内とすることについて承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は1名です。

また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、2019年12月17日開催の第15回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額

を、年額150百万円以内とすることについて承認をいただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

当社の取締役の報酬の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬規程に基づき株主総会が定める報酬限度額の範囲内で、世間水準、経営内容とのバランス等を考慮して、社外取締役2名で構成される指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定いたします。

<個別報酬額の決定手続き>

取締役の個別報酬額は、取締役の役位に基づき、役員報酬規程に記載されている算定方法により金額を算出のうえ、支給することとしております。

<非業務執行取締役に対する報酬額の決定手続き>

社外取締役の報酬は経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給 人数 (名)	報酬等の種類別の額 (千円)			報酬等の 総額 (千円)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	7	87,150	8,542	3,723	99,416
(うち社外取締役)	(2)	(6,300)	—	—	(6,300)
監査役	3	14,400	—	—	14,400
(うち社外監査役)	(3)	(14,400)	—	—	(14,400)
合計	10	101,550	8,542	3,723	113,816
(うち社外役員)	(5)	(20,700)	—	—	(20,700)

(注) 期末現在の人員数は取締役6名、監査役3名であります。

③業績連動報酬に関する事項

i. 業績連動報酬の指標

業績連動報酬の指標を、連結売上高及び連結営業利益としております。事業規模の拡大を図っている当社グループにおいて、連結売上高は重要な指標となると考えております。また、通常の営業活動によっ

て獲得される連結営業利益は取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しております。そのため、より高い事業規模の拡大と収益向上の両面から業績連動報酬を決定するために当該指標を選択しております。

ii. 業績連動報酬額の決定方法

2021年9月期の業績連動報酬の額の決定方法の概要は以下の通りであります。役員報酬規程に基づき当該方法にて算定された当連結会計年度に係る業績連動報酬額を2021年11月18日開催の取締役会へ上程、承認しています。

- ・業績連動報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役（業務執行取締役）に限るものとし、社外取締役は対象としない
- ・2021年9月期の業績連動報酬は、業務執行取締役に対し、2020年11月12日付の決算短信（以下、「決算短信」という。）に記載した2021年9月期の連結営業利益の通期予想数値から業績連動報酬見込み額を控除した額（以下、「連結営業利益予想」という。）に、役位別に定めた支給乗率を乗じた額を基礎とし、決算短信に記載した連結売上高（以下、「連結売上高予想」という。）並びに連結営業利益予想と2021年9月期の有価証券報告書に記載する連結売上高及び連結営業利益（業績連動報酬控除前）に基づき算定する達成率に応じた支給乗率を乗じて算定する。

・算定式

算定式：連結営業利益予想×役員別支給乗率×業績達成支給乗率

a. 役位別支給乗率

役位	支給乗率
代表取締役	0.20%
役付取締役	0.15%
取締役	0.12%

b.業績達成支給乗率

業績達成支給乗率＝

連結売上高達成率×50%+連結営業利益達成率×50%

・連結売上高達成率

達成率	90%未満	90%以上 100%未満	100%以上 110%未満	110%以上 120%未満	120%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

・連結営業利益達成率

達成率	70%未満	70%以上 100%未満	100%以上 130%未満	130%以上 150%未満	150%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

iii. 業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業績目標達成度の目標及び実績は以下の通りです

	目標 (千円)	実績 (千円)
連結売上高	7,450,000	7,435,418
連結営業利益	1,610,000	1,783,907

④非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等、及び当事業年度における交付状況は「2.会社の株式に関する事項 (4)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

- ⑤当事業年度に関する各取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当社は、2020年12月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬について役員報酬規程の定めに基づき決定することを決議しております。また、2021年1月15日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての募集株式を発行することについて決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について決議するにあたり、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された役員報酬規程と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

i. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席状況		監査役会出席状況	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 川 名 正 敏	19回中19回	100%	—	—
取締役 志 村 正 之	14回中14回	100%	—	—
監査役 末 吉 俊 一	19回中19回	100%	18回中18回	100%
監査役 葉 山 孝	19回中19回	100%	18回中18回	100%
監査役 佐 藤 弘 康	19回中19回	100%	18回中18回	100%

(注) 取締役志村正之氏は、2020年12月17日開催の第16回定時株主総会で取締役に選任されており、就任後の開催回数であります。

ii. 取締役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	取締役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	川名正敏	医療業界に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	志村正之	大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	末吉俊一	企業の内部監査経験者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立的な立場で取締役会での議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。
監査役	葉山 孝	公認会計士としての専門的見地から、取締役会での議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。
監査役	佐藤弘康	弁護士としての専門的見地から、取締役会での議案の審議等に必要の発言を適宜行っております。

② 重要な兼職先と当社との関係

取締役及び各監査役の重要な兼職先は「(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社とそれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川名正敏氏、志村正之氏、社外監査役末吉俊一氏、葉山孝氏及び佐藤弘康氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実を図っています。

- (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、「Mission」「Vision」「Credo」及び規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役、執行役員及び使用人に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。
 - ② 取締役会は、コンプライアンスに関する規程を制定し、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに取り組むための体制を整備してまいります。
 - ③ 代表取締役社長は、「リスクマネジメント規程」に基づきコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理体制の整備及び問題点の把握に努めてまいります。
 - ④ 取締役会は、経営企画部管掌取締役、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘルプライン規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。
 - ⑤ 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。
 - ⑥ 内部監査担当部署は、「内部監査規程」に基づき各部署におけるコンプライアンスの状況を監査し、監査結果を定期的に代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。
 - ⑦ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理については、リスクの種類毎に担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行い、リスクの早期発見と防止に努め

ることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスクマネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行うものとしたします。

- ② 「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報取扱規程」に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものとしたします。
- ③ 万一不測の事態が発生した場合には、リスクマネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものとしたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。
- ② 取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものとしたします。
- ③ 取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものとしたします。

(5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することとしたします。
- ② 前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしたします。
- ③ 上記①に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制
 - i. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものとしたします。
 - ii. 取締役、執行役員又は使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。
 - iii. 取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。
 - ②子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。
- (8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、「ヘルプライン規程」を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。当該制度においては、内部通報の受付窓口は経営企画部長、監査役及び外部の法律事務所に設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備されております。
 - ② 当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。
- (9) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしたします。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることといたします。
 - ② 監査役が経営会議などの重要会議に出席し、又は稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することといたします。

内部統制システムの運用状況は、以下のとおりです。

当社は上記内部統制システムの構築を行っており、かつ、取締役会及びリスクマネジメント委員会において、継続的に経営上のリスクを抽出したうえで対応策の検討を行っております。それらを踏まえ、必要に応じて業務又は社内規程の見直しを行い、内部統制システムの実効性向上を図っております。

また、内部監査担当部署は監査役及び会計監査人と連携しながら内部監査を実施し、社内ビジネスプロセス・経理財務・情報システム・人事労務の各視点から内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款、社内規程等に整合していることを検証しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。



## 連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>7,242,643</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,336,565</b> |
| 現金及び預金             | 5,701,332        | 買掛金                    | 87,195           |
| 受取手形及び売掛金          | 1,302,315        | 未払金                    | 266,222          |
| 仕掛品                | 124,116          | 1年内返済予定の<br>長期借入金      | 56,136           |
| その他                | 114,879          | 未払法人税等                 | 366,549          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,295,685</b> | 賞与引当金                  | 87,547           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>196,699</b>   | 役員賞与引当金                | 7,221            |
| 建物                 | 116,395          | ポイント引当金                | 141,781          |
| 工具、器具及び備品          | 73,892           | その他                    | 323,912          |
| その他                | 6,410            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>220,986</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>480,262</b>   | 長期借入金                  | 80,184           |
| のれん                | 119,691          | 資産除去債務                 | 78,815           |
| ソフトウェア             | 222,508          | 繰延税金負債                 | 57,219           |
| ソフトウェア仮勘定          | 34,918           | その他                    | 4,766            |
| 顧客関連資産             | 103,143          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,557,551</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>618,723</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 関係会社株式             | 88,768           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>6,704,955</b> |
| 投資有価証券             | 136,331          | 資 本 金                  | 2,028,537        |
| 敷金                 | 233,748          | 資 本 剰 余 金              | 2,245,584        |
| 繰延税金資産             | 143,828          | 利 益 剰 余 金              | 2,431,410        |
| その他                | 16,047           | 自 己 株 式                | △576             |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>8,538,329</b> | その他の包括利益累計額            | △7,036           |
|                    |                  | その他有価証券評価差額金           | △7,036           |
|                    |                  | 新 株 予 約 権              | 9,634            |
|                    |                  | 非 支 配 株 主 持 分          | 273,223          |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>6,980,777</b> |
|                    |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>8,538,329</b> |

## 連 結 損 益 計 算 書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額         |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 7,435,418 |
| 売 上 原 価                       |         | 2,580,777 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 4,854,641 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 3,070,733 |
| 営 業 利 益                       |         | 1,783,907 |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息                       | 243     |           |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 34,223  |           |
| 補 助 金 収 入                     | 3,705   |           |
| そ の 他                         | 1,619   | 39,791    |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 1,895   |           |
| 本 社 移 転 費 用                   | 8,748   |           |
| そ の 他                         | 1,047   | 11,691    |
| 経 常 利 益                       |         | 1,812,008 |
| 特 別 利 益                       |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益               | 4       | 4         |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 1,812,012 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 520,803 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △41,026 | 479,776   |
| 当 期 純 利 益                     |         | 1,332,235 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 38,759    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 1,293,475 |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |           |      |           |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|------|-----------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式 | 株主資本合計    |
| 当期首残高                       | 1,996,939 | 2,213,986 | 1,137,934 | △448 | 5,348,411 |
| 当期変動額                       |           |           |           |      |           |
| 新株の発行                       | 7,361     | 7,361     |           |      | 14,723    |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)         | 24,236    | 24,236    |           |      | 48,473    |
| 自己株式の取得                     |           |           |           | △127 | △127      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益         |           |           | 1,293,475 |      | 1,293,475 |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) |           |           |           |      |           |
| 当期変動額合計                     | 31,598    | 31,598    | 1,293,475 | △127 | 1,356,544 |
| 当期末残高                       | 2,028,537 | 2,245,584 | 2,431,410 | △576 | 6,704,955 |

|                             | その他の包括利益累計額      |                       | 新株予約権  | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|-----------------------|--------|-------------|-----------|
|                             | その他有価証<br>券評価差額金 | その他の包括<br>利益累計額<br>合計 |        |             |           |
| 当期首残高                       | △5,960           | △5,960                | 10,054 | 229,564     | 5,582,068 |
| 当期変動額                       |                  |                       |        |             |           |
| 新株の発行                       |                  |                       |        |             | 14,723    |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)         |                  |                       |        |             | 48,473    |
| 自己株式の取得                     |                  |                       |        |             | △127      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益         |                  |                       |        |             | 1,293,475 |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) | △1,075           | △1,075                | △419   | 43,659      | 42,164    |
| 当期変動額合計                     | △1,075           | △1,075                | △419   | 43,659      | 1,398,708 |
| 当期末残高                       | △7,036           | △7,036                | 9,634  | 273,223     | 6,980,777 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月15日

メドピア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 裕 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メドピア株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メドピア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第17期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月18日

メドピア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 末 吉 俊 一 印

社外監査役 葉 山 孝 印

社外監査役 佐 藤 弘 康 印

## 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,599,668</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>840,102</b>   |
| 現金及び預金             | 4,625,451        | 未払金                    | 172,360          |
| 受取手形及び売掛金          | 860,626          | 1年内返済予定の<br>長期借入金      | 32,136           |
| 前払費用               | 64,305           | 未払費用                   | 17,352           |
| 仕掛品                | 271              | 未払法人税等                 | 255,596          |
| その他                | 49,013           | 前受金                    | 26,450           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,470,711</b> | 預り金                    | 7,555            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>179,774</b>   | 賞与引当金                  | 66,789           |
| 建物                 | 116,395          | 役員賞与引当金                | 7,221            |
| 工具、器具及び備品          | 63,378           | ポイント引当金                | 141,781          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>124,889</b>   | その他                    | 112,858          |
| ソフトウェア             | 118,325          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>93,247</b>    |
| ソフトウェア仮勘定          | 6,563            | 長期借入金                  | 32,184           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,166,047</b> | 資産除去債務                 | 61,063           |
| 関係会社株式             | 587,948          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>933,350</b>   |
| 関係会社長期貸付金          | 385,000          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 敷金                 | 162,564          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>6,127,394</b> |
| 繰延税金資産             | 98,255           | 資 本 金                  | 2,028,537        |
| その他                | 7,278            | 資 本 剰 余 金              | 2,050,962        |
| 貸倒引当金              | △75,000          | 資本準備金                  | 2,050,962        |
|                    |                  | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>2,048,471</b> |
|                    |                  | その他利益剰余金               | 2,048,471        |
|                    |                  | 繰越利益剰余金                | 2,048,471        |
|                    |                  | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△576</b>      |
|                    |                  | 新株予約権                  | 9,634            |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>6,137,028</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>7,070,379</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>7,070,379</b> |

## 損 益 計 算 書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 4,417,462 |
| 売 上 原 価               |         | 1,057,772 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,359,690 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 2,003,847 |
| 営 業 利 益               |         | 1,355,842 |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 2,319   |           |
| 業 務 受 託 料             | 11,685  |           |
| そ の 他                 | 165     | 14,171    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 402     |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入         | 75,000  |           |
| 本 社 移 転 費 用           | 8,748   |           |
| そ の 他                 | 722     | 84,872    |
| 経 常 利 益               |         | 1,285,140 |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 167,578 |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 4       | 167,582   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,452,723 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 381,225 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 1,207   | 382,432   |
| 当 期 純 利 益             |         | 1,070,290 |



## 株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |              |                                 |              |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|---------------------------------|--------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |              | 利益剰余金                           |              |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 1,996,939 | 2,019,363 | 2,019,363    | 978,180                         | 978,180      |
| 当 期 変 動 額               |           |           |              |                                 |              |
| 新 株 の 発 行               | 7,361     | 7,361     | 7,361        |                                 |              |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 24,236    | 24,236    | 24,236       |                                 |              |
| 自己株式の取得                 |           |           |              |                                 |              |
| 当 期 純 利 益               |           |           |              | 1,070,290                       | 1,070,290    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |              |                                 |              |
| 当期変動額合計                 | 31,598    | 31,598    | 31,598       | 1,070,290                       | 1,070,290    |
| 当 期 末 残 高               | 2,028,537 | 2,050,962 | 2,050,962    | 2,048,471                       | 2,048,471    |

|                         | 株 主 資 本 |             | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-------------|--------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |        |           |
| 当 期 首 残 高               | △448    | 4,994,035   | 10,054 | 5,004,089 |
| 当 期 変 動 額               |         |             |        |           |
| 新 株 の 発 行               |         | 14,723      |        | 14,723    |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |         | 48,473      |        | 48,473    |
| 自己株式の取得                 | △127    | △127        |        | △127      |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,070,290   |        | 1,070,290 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |             | △419   | △419      |
| 当期変動額合計                 | △127    | 1,133,358   | △419   | 1,132,939 |
| 当 期 末 残 高               | △576    | 6,127,394   | 9,634  | 6,137,028 |

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月15日

メドピア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 裕 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 萬 政 広 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メドピア株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月18日

メドピア株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 末 吉 俊 一 印

社外監査役 葉 山 孝 印

社外監査役 佐 藤 弘 康 印

以 上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区東新橋一丁目1番16号  
汐留FSビル3階スペースFS汐留  
※ホール入り口は、JR新橋駅寄りの専用階段になります  
T E L：03-6226-6512



- 交 通：
- JR新橋駅 汐留口 徒歩3分
  - 地下鉄東京メトロ銀座線 新橋駅 2番出口 徒歩3分
  - 都営浅草線 新橋駅 汐留1番出口 徒歩1分
  - 都営大江戸線 汐留駅 徒歩4分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。なお、当日は会場入口にて体温測定をさせていただきます、37.5度以上の株主様のご入場はお断りしますので、あらかじめご了承ください。また、会場の座席間隔を拡げることから、ご用意できる座席数に限りがございます。株主総会のオンライン視聴も併せてご検討ください。株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。